

平成 19 年 2 月 19 日

株式会社メディアイノベーション 御中

「経営諮問委員会」活動報告書(要旨)

株式会社メディアイノベーション
経 営 諮 問 委 員 会

本委員会は、株式会社メディアイノベーション(旧株式会社ライブドアマーケティング。以下「MI」という。)が、MI の旧経営陣らと共に、証券取引法違反の容疑にて捜査・起訴されるに至った事件(以下「本事件」という。)を契機として、平成 18 年 2 月 10 日、MI の委託を受け、MI の取締役会と代表取締役に対する諮問機関として設置された。

本委員会設置の主要な目的は、MI が、経営管理体制を再構築し、適法かつ適正な経営を実現するため、MI の取締役会及び代表取締役の職務執行が適法かつ適正に行われているか、ひいては MI の企業活動自体が健全な企業倫理に照らして適切に行われているかを第三者的な立場から監督・指導することであり、本事件の主たる原因が、株式会社ライブドア(以下「LD」という。)に依存した経営に問題があったこと、及び MI の経営管理体制が脆弱であったことに鑑み、このような事態を再度引き起こすことがないように、本委員会には、MI の取締役会と代表取締役に対する諮問機関として以下の役割が与えられた。

(1) 順法経営：

MI の取締役会及び代表取締役の職務が適法かつ適正に行われているか、ひいては当社の企業活動自身が健全な企業倫理に照らして適切に行われているかを、第三者的な立場から監督・指導する。

(2) 社内調査：

MI の旧経営陣三名が証券取引法違反の容疑で逮捕・起訴されるに至った事情及びこれに付随する事項を調査し、必要と判断する場合には、前経営陣を含むその他の関係者の法律的・道義的責任を追及する。

(3) 助言・勧告：

LD から独立した経営管理体制の再構築その他当社の業務執行に関する重要事項に対し、助言と勧告を行う。

本委員会は、上記設置目的を達すべく、審議その他の諸活動を継続的に実施してきたが、今般全ての役割について一定の成果を達するに至った。そこで、本委員会は、委員の総意により本日をもって解散し、MI に対し本委員会のこれまでの活動状況を下記のとおり報告する。

記

第1 本委員会における活動の概要

1 本委員会における審議とその概要

本委員会は、その設置日から平成 18 年 4 月末までは原則として週 1 回、同年 5 月から平成 19 年 2 月 19 日までは 2 週間に 1 回の頻度で審議を行った。本委員会の設置から解散までの開催状況、及び、各委員会における主な審議事項の概要は別紙に記載のとおりである。

2 各チームを通じた活動

本委員会は、その下部組織として、事務局、社内調査チーム、再生チームを設置し、本委員会における審議に加え、各チームを通じ、継続的に本委員会の役割である順法経営、社内調査、助言・勧告に向けた諸活動を実施した。各チームは複数の弁護士・公認会計士らを中心に構成された。

第2 本委員会が実施した主要な活動

本委員会は、本委員会の役割である順法経営、社内調査、助言・勧告に向けて、以下のような諸活動を実施した。

(1) 順法経営

本事件の発覚により、MI は、上場廃止決定等の経営上の重大問題に次々と直面し、定時株主総会の適法な開催すら困難とも思われる危機的状況にあった。本委員会は、そうした問題解決に最大限協力すると共に、危機的状況においても取締役会の意思決定や代表取締役の職務執行が適法かつ適正に行われるよう指導及び監督を実施した。かかる指導監督の下、MI は、第 8 回定時株主総会にて株主から信任を受け、再生の出発点となるべき重要な礎を築きあげることができた。

また、本委員会は、社内調査を踏まえ後述の 3 提言を行ったが、MI はこれを真摯に受け止め、改革に向けた諸施策が実施された。その結果、MI は、新たな

経営上の課題に対しても、健全な企業倫理を十分意識した上で、適法かつ適正な経営を実施するようになった。

(2) 社内調査

本委員会は、MI が本事件の原因となった従前の体制との決別を図り、二度とこのような事態を起こさない会社として再出発を図るため、本事件に関する事実関係の調査とその原因の解明を実施した。社内調査の結果は、別添「内部調査報告書」記載のとおりである。

(3) 助言・勧告

本委員会は、MI に対して、改革の大きな柱として以下の提言を行い、MI による真摯な対応と再生のための尽力を促した。

- ① MI は、今後、独立した経営を行うべきであり、そのためにも、独立しても自力で経営できるだけの内部体制を早急に構築すべきである。
- ② MI の全ての取締役及び従業員が、スピード経営(企業の効率性)とコンプライアンス(企業の健全性)は相矛盾する概念ではなく、並存する内容であることを理解すべきである。
- ③ 社外取締役制度の導入及びコンプライアンス部門を担当する取締役の導入並びに社外監査役制度を強化すべきである。

MI は、こうした提言を真摯に受け止め、前記第 8 回定時株主総会における役員交代等の決議を経て、人的側面において LD グループから決別し、独立した経営のための礎を築いた。また、内部監査室・コンプライアンス委員会の設置等によりコンプライアンス体制の強化も実現された。さらに、平成 19 年 2 月 1 日、LD の保有する MI 発行株式の全てが、アルファグループ株式会社に譲渡された結果、LD との決別が資本関係の面においても実現され、本委員会の設置目的の大きな柱である LD から独立した経営管理体制の再構築が実現することになった。

以上のとおり、本委員会による諸活動を通じ、MI においては、再生の礎となる経営改革が実践されたことから、本委員会は全ての役割について一定の成果を達し、その設置目的を達成するに至ったものとする。

以 上

(別紙)

開催回	開催日	審議事項
第1回	平成18年2月10日	委員長選任、各委員の所轄事項の決定等
第2回	同年2月16日	当社グループの再生、会計監査人の変更、株主総会付議内容、社内体制の確立等
第3回	同年2月24日	当社グループの再生、会計監査人の変更、株主総会付議内容、社名変更・本店移転等
臨時経営諮問委員会	同年3月3日	定時株主総会の開催時期の変更等
第4回	同年3月7日	仮会計監査人の選任、株主の皆様へのご通知、当社グループ再生、社内体制の確立等
第5回	同年3月16日	整理ポスト割当てに関する対応、当社グループ再生、決算処理、社内体制確立、社名変更・本店移転等
第6回	同年3月24日	当社グループ再生、社内体制確立、決算処理等
第7回	平成18年4月3日	セシール株式の売却、株主総会議案、当社再生の方向性等
第8回	同年4月13日	子会社売却、経営管理機能強化、コンプライアンス委員会の設置等
第9回	同年4月20日	関連会社の事業内容、経営管理機能強化、株主総会対応等
第10回	同年5月11日	経営管理機能強化、企業再生、当社子会社の処遇、本店移転等
第11回	同年5月25日	経営管理機能強化、企業再生、当社子会社の処遇、刑事事件の件等
第12回	同年6月8日	経営管理機能強化、企業再生、当社子会社の処遇、事業売却、民事訴訟の件等
第13回	同年6月22日	企業再生、当社子会社の処遇、民事訴訟の件等
第14回	同年7月13日	経営管理機能強化、企業再生、当社子会社の処遇、民事訴訟、新規事業の件等
第15回	同年7月27日	経営管理機能強化、企業再生、事業買取、民事訴訟の件等
第16回	同年8月10日	経営管理機能強化、企業再生、事業買取、民事訴訟の件等

第 17 回	同年 8 月 24 日	経営管理機能強化、企業再生、事業買取、民事訴訟の件等
第 18 回	同年 9 月 7 日	経営管理機能強化、企業再生、事業買取、新規事業、民事訴訟の件等
第 19 回	同年 9 月 21 日	経営管理機能強化、企業再生、事業撤退、新規事業、不明瞭取引、民事訴訟の件等
第 20 回	同年 10 月 5 日	経営管理機能強化、企業再生、AD サーバースystem、民事訴訟の件等
第 21 回	同年 10 月 19 日	経営管理機能強化、企業再生、事業撤退、民事訴訟の件等
第 22 回	同年 11 月 2 日	経営管理機能強化、企業再生、新規事業、民事訴訟の件等
第 23 回	同年 11 月 16 日	経営管理機能強化、企業再生、新規事業、民事訴訟の件等
第 24 回	同年 11 月 30 日	経営管理機能強化、子会社の整理、企業再生、新規事業、民事訴訟の件等
第 25 回	同年 12 月 14 日	来年度予算、企業再生、AD サーバースystem、民事訴訟の件等
第 26 回	平成 19 年 1 月 11 日	経営管理機能強化、企業再生、民事訴訟の件等
第 27 回	同年 2 月 1 日	経営管理機能強化、企業再生、新規事業、定時株主総会、民事訴訟の件等
第 28 回	同年 2 月 19 日	経営諮問委員会解散の件等